

Title	インターネットとEU法
Author(s)	ラリウー, ジャック; 松田, 岳士
Citation	阪大法学. 54(1) P. 341-P. 356
Issue Date	2004-05-31
Text Version	publisher
URL	<a href="http://hdl.handle.net/11094/55313">http://hdl.handle.net/11094/55313</a>
DOI	
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

# インターネットとEU法

ジャック・ラリウー  
松田 岳 士／訳

## はじめに

欧州共同体は、ヨーロッパ経済をダイナミックでかつ競争力のある「知識の経済」とし、<sup>(1)</sup>技術革新と投資に適した環境を創り出すために、<sup>(2)</sup>インターネットと通信網の規制に介入する意思を強固に示してきている。実は、この分野は、(たとえば、交通・流通の自由や競争の自由とは異なり) EU法の管轄領域に当然に含まれるわけではない。しかし、EU当局は、「域内市場」(EC条約一四条)の創設の必要性を根拠に、自らの介入を正当化している。<sup>(3)</sup>すなわち、当局は、インターネットが提供する経済的潜在力の十全な具体化と「情報化社会」の十分な発展のためには、各国家をとる規制の間の調整が必要であると説明するのである。<sup>(4)</sup>EU当局は、国家法の内容があまりに異なることは、電気通信に関する域内市場の発展に対する障害となり、構成国間の電子商取引に足かせをはめることになるとの認識を繰り返し表明している。<sup>(5)</sup>さらに、規制が不統一であることは、ヨーロッパの企業間の競争にもゆがみを生じさせかねない。<sup>(6)</sup>

規制の調整（EC条約九五条）によって、消費者にとっても、また電子商取引を行う企業にとっても、明確な法的枠組を提供することが可能となり、さらには、そのことによって、法的安定性が生み出されることになる。<sup>(7)</sup> さらに、EU当局は、「eu」ドメインの創出により、世界的な情報網上で欧州共同体のイメージを促進しようとしているのである。<sup>(8)</sup>

ここ数年の間に、インターネットおよびデジタル経済に関する多様な側面に関して、ヨーロッパレベルで数多くの法令が公にされた。そのなかには、「チューブ (tuyaux)」、すなわち遠隔離通信を規制するものもあれば、個人のプライバシーの保護（個人情報保護）を目的とするものもある。<sup>(9)</sup> また、知的財産、コンピューター・プログラム、データベースのような財産の保護に意を払うものもあれば、電子商取引に関するもの、そして、インターネットに関する様々なサービス提供者の活動を規制するものもある。<sup>(12)</sup>

「構成諸国が技術的發展に対して不統一な対応をする」ことを回避することを目的とするEUの立法者のこのような活発な活動は、次の三つの例によって説明することができる。<sup>(13)</sup>

- ・ ネットサービス業者 (intermédiaires techniques d'internet) の責任の画定
- ・ 電子商取引 (commerce électronique) の規制
- ・ 仮想領域 (territoire virtuel) の創出：「eu」ドメイン (domaine (eu))

一 ネットサービス業者の責任の画定

ネットサービス業者とは、情報の流通、蓄積、情報へのアクセスを可能にするサービスを提供する者のことをいう。これらは、「プロバイダー (fournisseurs d'accès; provider of connection)」、「サイト運営者 (hébergiers de

sites ; storage of information)」「キャッシュ(一時的貯蔵)(caches ; system caching)」「検索エンジン(moteurs de recherche)」「ドメイン名登録・管理業者 (unités d'enregistrement de noms de domaine ; register)」等と呼ばれる。

インターネット上のサイトに、個人の権利を侵害するような情報が含まれている場合には(肖像権侵害、商標権侵害、名誉毀損等)、その被害者は、通常、サイトの所有者に賠償を請求する。しかし、被害者は、コンピュータ上にそのサイトを不注意に「運営している (hébergeur)」業者の責任も追及しようとすることも多い。被害者は、また、インターネット使用者 (internaute) が問題のサイトに接続することを可能にするアクセスの提供者や、インターネット使用者に、キーワードによってそのサイトを見つける手段を提供する検索エンジンの責任を追及するために訴訟を提起することさえある。

これらの業者に対して均一的な取り扱いを保障するために、EUの立法者は二〇〇〇年六月八日の指令 (directive) 2000/31によって、同業者の法的責任に関する共通の体制をうちたてた。

二〇〇〇年六月八日の指令は、次の四種類の活動について定めている。

- ・情報の伝達
- ・情報網へのアクセス提供サービス
- ・サイト運営サービス
- ・「キャッシュ (cache)」「一時的保存」サービス

これに対して、ドメイン名登録・管理、検索エンジン、ハイパーリンクについては、同指令は、何らの規制もしていない。この点、アメリカ法(一九八八年のデジタル・ミレニアム著作権法 (Digital Millennium Copyright Act,

1998)は、後二者についても定めをおいていることを指摘しておく必要がある。

この指令によって定められたこれら四種類の業務に適用可能な法的枠組は、次の三つの原則によって支えられている。

- ・これらの業務を行うにあたっては、何らの事前の許可 (autorisation) も必要とされない (四条一項)。
- ・これらの業者には、伝達または蓄積された情報を監視する一般的な義務も (一五条、法律違反を積極的に探知する義務も、課されない)。

・これらの業者に関しては、責任制限 (responsabilité limitée) の制度が妥当する。

もっとも、より詳しく内容に立ち入ってみると、EUの立法者はこれらの業者の責任を、一律に同一の法的体制のもとにおいているわけではないことが確認できる。

まず、情報の「単なる伝達 (simple transport)」活動を行う者 (遠隔離通信のオペレーター) やインターネットへのアクセス提供サービスを行う者は、伝達され、送信されるメッセージの内容については、原則として責任を負わない。ただし、例外的な状況においては (たとえば、業者自身が伝達情報を選択しているような場合)、この限りではない。

「キャッシュ」活動 (情報の移動をより効果的にするために行われるネット上の一種のリレー保存) を行う者は、対象となる情報の自動的、中間的そして一時的な蓄積については責任を負わない。

インターネット上のサイトの「運営」活動を行う者は、自らが運営するサイトの内容に関しては、無答責の原則 (principe de non responsabilité) の恩恵を被ることになる。これは当然のことのように思われる。というのも、

一方で、各サイトの所有者には自己のサイトに自己の望む内容の情報を盛り込む自由が認められており、他方では、

運営者が自らが運営する何千ものサイトの内容をすべて統制することは技術的に不可能であるからである。もともと、フランスでも起こったように、たとえば、有名なファッションモデルのオール・ヌード写真が、本人の同意なくサイト上に載せられた場合などには、サイト運営者は次の二つの場合には、責任を問われうる。すなわち、

- ・ サイト運営者が、問題のサイト上に当該写真が存在することを知っていた場合、または、
- ・ 内容の違法性が被害者によって指摘されたにもかかわらず、「当該情報を除去し、当該サイトへのアクセスを不可能にするために迅速に対応しなかった」場合である。

これらの問題に関してEUが選んだ対応は、アメリカの立法者によって採用された対応策とも非常に近いものであるということができ、また、おそらくは日本の立法者も同様の対応を行っているのではないかと思う。

## 二 電子商取引

EUの立法者は、域内市場の電子的な次元を發展させる努力をしている。EU当局は、「電子商取引のための真に国境のない空間」(電子商取引に関する指令2000/31前加理由一〇)の実現を保証するために、遠隔離契約、消費者保護、契約の証明に関する一連の法令を成立させた<sup>(14)</sup>。

電子商取引は、企業間(B to B; business to business)で行われる場合でも、または企業と個人消費者の間(B to C; business to consumer)で行われる場合でも、情報工学的な手段を介して、インターネット上で行われる契約合意の成立を前提とすることになる<sup>(15)</sup>。ここでは、当事者の意思の交換は、多くの古典的な法律家にとっては自然ともみられる技術的な過程によりなされることになる。この問題をめぐる議論に決着をつけるために、二〇〇〇年六月八日の指令は、この種の契約は有効であるとの原則を打ち出した。すなわち、「構成国は、電子的な方法に

よる契約を可能とするよう立法上の措置をとるよう努力する。構成国は、とくに、契約過程に適用可能な法制度が電子的な方法による契約の効果的な使用を妨げないこと、また、電子的な方法を経ているという理由によってこのような契約の法的効果および有効性が奪われることのないことを確認する」(二〇〇〇年六月八日の指令九条一項)。こうして、構成国の法律は、契約の有効性に関して、電子的な方法によって締結されたということを唯一の理由とする抗弁を認めることはできなくなったのである。

ヨーロッパにおけるこのような電子商取引上の契約は、たとえばギリシャ人の消費者とフランスの企業の間、あるいはイタリアの会社とドイツの会社の間でも締結されうる。では、この場合、どの国の法律が適用されることになるのだろうか。「B to B」型の契約については、当事者の意思によって自由に準拠法が決定される<sup>(17)</sup>。「B to C」型の契約についても、一九八〇年六月一九日のローマ条約三条により、当事者の合意によって売主の国の法律を適用することができる旨定められており、この点に関してはフランスの法案も同様である<sup>(18)</sup>。もっとも、売主の国の法律は、とりわけ、消費者の国で彼に対する契約の申込がなされ、契約締結のために必要な行為がすべて行なわれている場合には、消費者の国の法律の強行規定による保護を消費者から奪うことになるようなかたちでは適用されない<sup>(19)</sup>。ギリシャ人の消費者が自分のコンピュータ上で電子契約を締結したという例でいえば、ギリシャ領域内において注文を送るために必要な行為がすべて行なわれており、ギリシャ消費者法がこれに適用可能であることは明らかである<sup>(20)</sup>。その結果、ネット企業は、各顧客の属する国によって異なる法律の規制に服することになる<sup>(21)</sup>。もっとも、さいわいにも、現在進行中の消費者保護に関するEUの諸国の法令間の調整 (harmonisation) によって、EU域内での商取引のための不確実性は徐々に縮減していくことになるであろう。

EUの立法者は、ヨーロッパ域内では、電子商取引のシステムにより提示される諸問題について、統一的な解決

がなされることを望んできた。

EUの立法者は、まず、詐欺的な、あるいは強要的な商取引勧誘から消費者を保護することを望んできた。そのため、商取引上の情報は、明確に特定されていなければならないとされている<sup>(22)</sup>。もつとも、望まない電子メール配信による商取引勧誘（スパミング）については、EUの立法者はオプト・イン制度（関係者が事前に同意を与えない限り、商取引勧誘を内容とする電子メールを送ってはならないという制度）とオプト・アウト制度（消費者は、商取引勧誘を内容とする電子メールを受け取らないよう特別なリストに自分のアドレスを登録させることができるという制度）のどちらを採るかについてはつきりした態度をとろうとはしてこなかった<sup>(23)</sup>。そのため、構成国には選択の自由が認められてきた。現在議会で議論されているフランスの法案は、オプト・イン制度を採用した。

業者と消費者の間での電子取引に関しては、EU法はインターネット上で用いられる遠隔離売の二つの技術の間の区別をしていない。二つの技術とは、「プル」技術（インターネット使用者が自ら商人のサイトを訪れる場合）と、消費者にとってはより危険な「プッシュ」技術（商人が契約の申込を、それを請求もしていない消費者に送りつける場合<sup>(24)</sup>）のことである。一九九七年五月二〇日の指令1997/17（二条一項<sup>(24)</sup>）では、これらは一律に「遠隔離契約<sup>(25)</sup>」の場合として扱われている。そして、これらは、同一の法的規制に服するものとされているのである。その重要な規定をみてみよう。

・インターネット上で契約の申込を行う際には、（売主の身元、配達料金、申込の有効存続期間、連絡費用、税込価格、契約締結のために行われるべき技術的手続等について）消費者側に対して事前の情報提供が行われなければならない<sup>(27)</sup>、

・契約の申込は、書面または使用可能な持続的媒体による確認の対象となる（確認の電子メール送付で足りる<sup>(28)</sup>）、

・消費者には「取消権」、すなわち、七日以内に注文を取消す権利が認められる。商品の売買の場合には、この期間の起算点は引渡時に求められるのに対して、サービス提供の場合には、申込の承諾時に求められることになる。<sup>29)</sup> もちろん、この取消権は、たとえば、証券の購入や新聞や雑誌の購入等の一定のオンライン契約については認められない。

電子商取引に関して提示されるもう一つの問題は、契約がいかにして、どの時点で成立することになるかということである。契約が成立したといえるために、「クリック」一回で足りるといえるか。「クリック」は二回必要なのか。消費者がまさに自らの意思を表示し、「クリック」が誤ってなされたものでないことが現実である必要がある。二〇〇〇年六月八日の指令（二一条）は、契約が成立したといえるためには、以下の要件が充たされなければならないとしている。

- 1 買主が一回の「クリック」によってその承諾の意思表示を行うこと、
  - 2 売主が買主に承諾の受領確認を送付すること、
  - 3 買主が受領確認の受け取りを（新たな「クリック」により）確認すること。
- 同指令によって定められたこの手続は非常に重たく、複雑なものである。実際、この手続は、一回の「クリック」——承諾の「クリック」とその確認の「クリック」——によって成立するということを意味するものである。

ところで、このような電子的な方法によって締結された契約を証明するためにはどうすればよいのであろうか。ここには紙も証人も存在しないから、その証明も電子的なものでしかありえない。これこそが、まさにEUの立法者が電子署名が承認されることを望む理由なのである。一九九九年二月一三日の指令は、法の世界における電子

署名の承認を義務づけている。<sup>(30)</sup> 電子署名技術の信用性の程度には差異があることを考慮にいれて、同指令は「単純な (simple)」電子署名と、(第三者認証機関によって発行される証明書に基礎をおくものであるがゆえに) 真正性が推定される「上級 (advanced)」電子署名<sup>(31)</sup>とを区別している。これを受けて、フランス民法典も改正された。改正後の同法第一三二六条の三は、次のように定める。「電子媒体の文書は、紙媒体の文書と同一の証明力を有する」。そして、署名に関しては、「法律行為の完成に必要な署名は、署名者の同一性を確認する。署名は、この法律行為から生じる義務に関する当事者の合意を表明する。署名は、公署官によってなされるときは、書面に真正性を付与する。署名が電子署名であるときは、その署名は、署名が付される書面とのむすびつきを保証する信頼し得る同一性確保の方法を用いてなされる」(民法一三二六条の四)<sup>(32)</sup>。

以上に述べてきたような様々な規定によって、EUは、「オンライン」で行われる諸活動の発展を促進しようとしているのである。EUは、デジタル社会の発展の結果である経済的・社会的な活動の発展に無関心ではいられないのである。さらに、欧州共同体域内での電子商取引の発展は、ヨーロッパの人々を区別する壁を取り払うための重要な手段ともなる。<sup>(33)</sup>

### 三 仮想領域の創出：「eu」ドメイン

ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) は、一九九八年一〇月に設立された、インターネット上のドメイン名の管理を行う国際的な機関である。これは、アメリカ法に基づく会社の形態をとって設立された私の組織である。

所属の分野別トップレベルドメイン (gTLD) を地理的な国コードトップレベルドメイン (ccTLD) と区別する

のが便宜であることはよく知られている。地理的なドメイン名は、通常、それぞれの国名に対応する二つの文字からつくられており（.jp, .fr, .us, cn. など）、国際的な規制に服している（ISO 3166-1）。

ヨーロッパは、インターネット上でも「ヨーロッパ」として存在したいとの意思を表明している。「.eu」トップレベルドメインにより、インターネット上の域内市場は、仮想市場において大きな可視性を獲得することになる。[eu] トップレベルドメインが、欧州共同体およびそれと結びつく法的枠組、そして欧州市場と明確に同一化された関係を確立することは確実である<sup>(34)</sup>。

「.eu」ドメインの創設のための ICANN との交渉には若干の困難が伴ったが、結局、EU は、ICANN の権限委任を獲得し、かつ、この新たな領域を創設する旨の規定を公にした。この二〇〇二年四月二二日の規則は、「ドメイン名の管理の分野では注目の的となっている。なぜなら、これは、通常は（ICANN, IANA, AFNIC, VeriSign といった）私的な機関によって行われる管理に、EU という公的機関が公的に介入することを意味するからである。この規則には、「.eu」ドメインの規制においては、EU 委員会が重要な役割を果たす旨規定されている。すなわち、

- ・ 委員会がレジストラ認定の基準および手続を決定する。
- ・ 委員会がレジストラを認定する。
- ・ 委員会が、レジストラによる「.eu」トップレベルドメインの組織、運営および管理を監督する際の条件を決定する契約を締結する<sup>(35)</sup>。
- ・ 「委員会の事前の同意を得てから」、レジストラは、ICANN との国コードトップレベルドメインに関する権限委任のための契約を結ぶ。

委員会は、二〇〇三年五月二二日に、「eu」の地域的な範囲の管理を、企業 Euid (<http://www.euid.org>) に託した。「eu」ドメインによる登録は、二〇〇四年一月に開始される<sup>(36)</sup>。こうして、ヨーロッパの地理的な空間には、じきに、仮想領域という新たな領域がつけ加わることになるのである。

おわりに

以上の三つの例は、欧州共同体が、長期間にわたって、その本来の任務を大きく越えて、インターネットの規制に細かなところまで関心をもっていることを示すものである。したがって、今後、インターネットの運営にたずさわる者は、技術的なサービス提供者の責任、電子契約締結の方法、その証明方法、「eu」のドメイン名での登録の条件等に関するEUの統一的な規則を考慮に入れなければならないようになってくる。このような国際的なレベルでの規律の調整は、インターネットが国際的な通信網である以上、不可欠のものであった。しかし、まだまだ十分ではない。なぜなら、インターネット上の活動は当然ながらヨーロッパの境界にとどまるものではないからである。フランス人のインターネット使用者が日本の商業的サイト上でカメラを買いいたいと思うこともあるだろうし、日本のインターネット使用者が、フランスの商業的サイト上でエルメスのバッグを買いいたいと思うこともあるだろう。このような取引の安全性を保証するためには、全地球レベルでの電子商取引に関する規則を調整する必要があるのである<sup>(37)</sup>。

(1) 二〇〇〇年三月二三日および二四日にリスボンで開催された欧州理事会 (eEurope イニシアティブ)。二〇〇〇年六月一九日および二〇日に開催されたフェイラでの欧州理事会は、「eEurope 2002 アクション・プラン」を採択した。インターネット関連の組織および管理に関する二〇〇〇年一月三日の欧州評議会裁定 (resolution) は、欧州委員会

- にインターネット管理に関する政策の調整の推進を義務づけた。委員会は、二〇〇二年五月二八日に、「Europe 2005: 万人のための情報化社会」と題された告示 (communication) を発した。インターネットの分野への欧州共同体の介入は、Idot が「間接的共同体化」に對置するところの「直接的共同体化」(L. Idot, Rapport introductif, in La réception du droit communautaire en droit privé des Etats membres, p. 20, Bruylant, Bruxelles 2003) に分類される。
- (2) 二〇〇二年二月のソフトウェア特許権に関する指令案 (proposition de directive) 前加理由一。
  - (3) ちなみに、交通・流通の自由の原則 (principe de libre circulation) の構成要素は、すべて当初から立法の方針に組み入れられていた。
  - (4) パブリック・セクターにおける情報再利用に関する二〇〇三年一月一七日の指令 2003/98 前加理由五、著作権に關する二〇〇一年五月二二日の指令 2001/29 前加理由二。
  - (5) 個人情報 (données à caractère personnel) に關する二〇〇二年七月二二日の指令 2002/58 前加理由八。
  - (6) 二〇〇一年五月二二日指令 2001/29 前加理由一。
  - (7) 電子商取引に関する二〇〇〇年六月八日の指令 2000/31 前加理由七。
  - (8) 規則 (règlement) 733/2002 前加理由一〇。
  - (9) たとえば、インターネットおよび電子通信サービスに関する共通の規則枠組、電子通信のインフラストラクチャーの新たな枠組の創設、そして、すべての伝達網を欧州共同体の共通の枠組内におく必要性を打ち立てた二〇〇二年五月七日指令 2002/21。
  - (10) 個人情報の取扱に関する一九九五年一〇月二四日の指令 1995/46、個人情報の取扱および遠隔通信の領域における私生活 (la vie privée) の保護に関する一九九七年二月一五日の指令 1997/66、私生活および電子通信に関する二〇〇二年七月二二日指令 2002/58。
  - (11) 著作権 (droit d'auteur) に關する二〇〇一年五月二二日指令 2001/29、データベースに関する一九九六年五月二一日の指令 1996/9、特許およびコンピューター・プログラムに関する二〇〇二年二月二〇日の指令案。
  - (12) 二〇〇〇年六月八日の指令 2000/31。情報伝達の規制と情報内容の規制は区別されている (二〇〇二年五月七日の指令 2002/21 前加理由六)。

- (13) 二〇〇一年五月二三日の指令 2001/29 前加理由七、二〇〇二年七月一二日の指令 2002/58 前加理由八。調整は、構成国間での新たなサービスおよび電子伝達網の発展および促進が妨げられないことを保障するための必要性に限定されるというべきであろう。
- (14) 遠隔離契約における消費者保護に関する一九九七年五月二〇日の指令 1997/7。消費財の売買および保証に関する一九九九年五月二五日の指令 1999/44、電子署名に関する一九九九年一月二三日の指令 1999/93、電子商取引に関する二〇〇〇年六月八日の指令 2000/31、個人情報に関する二〇〇二年七月二二日の指令 2002/58。
- (15) 一九九六年五月二八日から六月一四日に開催された電子商取引に関する国連国際商取引法委員会 (CNUDCI) のモデル法。
- (16) 一九九五年六月一五日の有体動産 (objets corporels mobiliers) の国際売買に関するハーグ条約 (Convention de La Haye) 二条、契約債務準拠法について定める一九八〇年六月一九日のローマ条約 (Convention de Rome) 三条 (選択がないう場合には、四条) Cass. Civ. 1, 15 mai 2001, D.2002, som. 1397, n°17、B. Audt, J. Huet, Aspects juridiques du commerce électronique, approche internationale, Petites Affiches, 26 septembre 1997, n°116, p. 6 参照。
- (17) 管轄裁判所も同様である。二〇〇〇年一月二二日の規則 44/2001 の五条一項は、管轄に関する合意のない場合には (二三条)、電子的な方法により伝達された場合であっても (二三条二項)、「請求の原因となった債務の履行場所」の裁判所が管轄する旨定める。
- (18) 二〇〇三年一月一五日の法案七条 II (成立後は七条の二となる予定)。この法律は、契約についてはなく、オンライン商取引活動について規律するものである。業者が欧州共同体内で事業を行う場合に適用される。
- (19) ローマ条約五条二項。EC条約一五三条は、消費者保護をEUの任務としている。この点に関しては、OCDE, Lignes directrices régissant la protection des consommateurs dans le contexte du commerce électronique, 1999 を参照。
- (20) ローマ条約五条二項、合意による法選択がない場合については、同条約五条三項。
- (21) 構成国間の企業対個人の訴訟を管轄する裁判所はどこか。一九八八年九月一六日のルガノ条約一三条は、消費者は、売主国の裁判所または自己の住所 (domicile) の裁判所に紛争を持ち込むことができる旨定めている。この選択は消費者に任される。二〇〇〇年一月二二日の欧州規則は、さらに要件を付加している。売主が、「いかなる方法によつ

ても、その活動を当該構成国に向けて行っている」ことが要求されるのである。

- (22) 二〇〇〇年六月八日の指令 2000/31 六条 a号。
- (23) 二〇〇二年七月二日の指令 2002/58 一三条、二〇〇〇年六月八日の指令 2000/31 七条。
- (24) 二〇〇一年八月三日のオールドナンスL1121二条八項。金融サービスの遠隔離商取引に関する二〇〇二年九月二三日の指令 2002/65。
- (25) これは、Laurence Idot (Rapport introductif, préc., p. 27) が用いた明快な表現である。同書によれば、欧州共同体法は、各構成国にこれらの概念を展開することを義務づけつつ、「同概念を自己のものとし、それに自立的な定義を与えている」。
- (26) 契約において使用されるべき言語については、一九九四年八月四日の法律を参照。一九九七年五月二〇日の指令 1997/7の前加理由八は、「遠隔離契約における使用言語の決定は、構成国の権限に属する」とする。
- (27) 二〇〇〇年六月八日の指令 2000/31 一〇条、一九九七年五月二〇日の指令 1997/7 四条一項。給付に関する情報に ついて、消費者法L1121一条一項および民法一六〇二条を参照。
- (28) 一九九七年五月二〇日の指令 1997/7 五条一項。
- (29) 一九九七年五月二〇日の指令 1997/7 六条。
- (30) 「電子署名は、契約の締結および有効性に関連するすべての側面を保証するものではない」。
- (31) 上級電子署名であるための要件は、「認証 (certification)」である。L1121で証明書 (certificat) とは、「署名検証機器を人と結び付け、この者の同一性を確認するようなデジタル技術による証明」である。
- (32) 二〇〇一年五月三〇日のデクレ 2001-272、二〇〇二年四月一八日のデクレ 2002-535。同法一三二七条二項は、公署証書 (acte authentique) は、電子的な方法に基づいてなされる旨定めている。現在、議会で審議されているデジタル自由経済法 (loi sur la liberté de l'économie numérique; LEN) 法案により新たに創設される民法一〇八条の一は、次のように定めている。「法律行為を有効とするために書面が必要とされる場合には、第一三二六条の一および第一三二七条の四に定める要件のもとで、公署証書が要求される場合には、第一三二七条第二項に定める要件のもとで、書面は、電子的形式により作成および保存することができる。債務者自身の手による記載が要求される場合には、署名

の情況が、それが債務者自身にしかなされえないことを保証するような性質のものである場合には、債務者は、電子的形式により署名を行うことができる」ところで、フランス人と日本人の間で電子的方法により締結された契約には、フランス法が適用されるのであろうか。原則は「場所は行為を支配する (*locus regit actum*)」である。しかし、契約はどこで締結されたのだろうか。契約債務準拠法について定めるローマ条約(九条二項)によれば、契約の方式は、その実質 (*fond du contrat*) を規律する国の法律(すなわち三条に従い当事者の選択した法) または当事者の国のいずれかの法によることになる。

(33) 二〇〇〇年六月八日の指令 2000/31 前加理由一。

(34) 前加理由六。

(35) この点に関する委員会の「公共政策規則 (Public Policy Rule)」は、二月末に発表される予定である。

(36) レジストラの信用性保証の手続は、二〇〇四年六月に定められる。この「日の出の時期 (Sunrise period)」は、二〇〇四年九月から開始される予定である。

(37) 本報告を翻訳・通訳していただいた松田岳士助教授に、心より感謝の意を表す。

### 訳者あとがき

本稿は、松川正毅教授の要請に応じて、トゥールーズ第一大学のジャック・ラリウー教授により、二〇〇四年二月二四日に大阪大学法学会講演として行われた報告(「市民生活基盤の法および行政に関する日米欧間の比較検証」平成一四―一七年度科学研究費補助金・基盤研究(A)の第二ユニット研究会を兼ねる)の翻訳である。

ジャック・ラリウー (Jacques LARRIERU) 教授は、現在トゥールーズ第一大学教授で、同大学大学院DESSの知的財産法と法情報学コースの責任者も務めている。ラリウー教授は知的財産法の分野でフランスを代表する研究者であるが、最近では、インターネットをめぐる私法上の諸問題に関する研究・教育にも積極的に活動範囲を拡

げている。代表的な著書として『Les marques de commerce, de service et de fabrique, L'Hermès Ed., 1996 ; Droit des affaires, manuel, collection L'Essentiel sur, éd. L'Hermès, 2ème éd. 1996 ; Travaux dirigés, Droit des affaires, L'Hermès 2ème éd. 1998, sous la direction de J. Larrieu ouvrage collectif ; Dictionnaire juridique, ouvrage collectif, sous la direction de P. Guibo, L'Hermès, 1996 ; Internet et le droit, manuel multimedia, Les Echos 2001 ; 2ème éd. Janvier 2002, 近く公刊予定の著作として『Propriété intellectuelle-Aspects internationaux, Editions du Jurisclasseur, Droit international commercial』などが挙げられる。

欧州共同体においては、目下、その統合を支える法制度の統一・調整が急ピッチで進められつつあるが、構成国がその「適合化」のために自国制度を変更することに抵抗を示す場合も少なくなく、その道のりは必ずしも平坦であるとはいえない。このような調整や統一を推進するにあたって、元来国境を容易に超えて広がっていく性格をもつインターネットが、EU当局の関心を——本来的にはEU当局の「管轄」には属さない分野であったとしても——強くひいたのは当然のなりゆきだったといえよう。ラリーウ教授は、本報告において、ネットサービスマスターの責任、電子商取引の規制、「eu」ドメインという仮想領域の創出という三つの側面から、EU当局がとるインターネット関連の政策内容を明快に提示されるとともに、その政策にフランスがどのようなかたちで対応しているかについても言及された。

なお、報告原稿の翻訳にあたっては、(訳者自身がインターネット法ないし私法を専門とする者ではないこともあり)多くの方々の協力を得た。とくに私法およびインターネット関連用語については平田健治教授および田中規久雄専任講師に、国際私法用語について長田真里助教授に、フランス語の法律用語一般に関して島岡まな助教授に、それぞれご教示いただいた。この場を借りて御礼を申し上げる。